

通学バス利用許可基準

鳥取県立倉吉養護学校

- 1 利用対象者は、小学部の児童及び、中学部・高等部の生徒の重度・重複障がい等を有し通学が困難である生徒とする。単一障がい有する生徒については、原則自力通学の練習に取り組んだ上で、通学バス検討委員会及び通学支援検討委員会（外部委員会）が通学バスによる支援が必要な生徒であると判断し、委員会の意見を踏まえ、学校長の許可を得た者とする。
- 2 登下校時の自宅と停留所の通学については保護者の責任において行うこととする。
- 3 約1時間、シートベルトを着用しての乗車が可能であること。
- 4 乗車中に医療的ケアが必要な児童生徒については許可できない。乗車中以外で医療的ケアが必要な児童生徒については、新規申請時に主治医記入の「通学バス利用に係る医師意見書」（次年度以降は保護者記入の「通学バス利用に係る確認書」）を提出後、上記委員会で検討を行い、利用の可否について判断する。
- 5 発作がある児童生徒については、車内での発作対応（別紙「通学バス介助職員が行うてんかん発作時の対応」）を主治医が確認し、新規申請時に主治医記入の「通学バス利用に係る医師意見書」（次年度以降は保護者記入の「通学バス利用に係る確認書」）を提出後、上記委員会で検討を行い、利用の可否について判断する。
- 6 医療的ケアが必要な児童生徒の体調の変化がある場合や医療的ケアの内容が変わった場合、発作がある児童生徒の発作状況の変化がある場合、通学バス緊急対応マニュアルに従った対応を行った場合、乗車マナー等、特に問題がある場合は年度中途であっても許可を取消す場合がある。
- 7 発作がある児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒については、通学バス乗車にあたり、医師による意見書を学校へ提出しなければならない。意見書を提出した翌年度からは、毎年、医師の所見を聞いたうえで保護者が確認書を記入し、学校へ提出する。
- 8 通学バス利用許可の有効期間は、単年度とする。

平成20年	4月	1日	改正・施行
平成23年	6月		改正・施行
平成24年	11月		改正・施行
平成26年	4月	1日	改正・施行
平成28年	2月	3日	改正・施行
平成29年	2月	9日	移行記載除
令和元年	12月	20日	改正・施行
令和5年	3月	15日	改正・施行
令和6年	12月	18日	改正・施行

通学バス利用基準（県の基準）

●小学部の児童

●自力通学が困難であり、通学バスによる支援が必要な中学部・高等部の生徒

※乗車中、医療的ケアを必要としない児童生徒